四　当該輸出酒類販売場である酒類の蔵置場における全ての品目の酒類の蔵置場の設置の許可につき次に掲げる場合のいずれかに該当する場合　それぞれ次に定める日

イ　酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第二十九条第二項の規定により当該設置の許可に付された期限が経過した場合　当該期限が経過する日

ロ　酒税法施行令第二十九条第三項の書類を同項の税務署長に提出した場合　当該書類に記載された当該蔵置場を廃止しようとする日

ハ　当該設置の許可が取り消された場合　当該設置の許可が取り消された日

五　当該輸出酒類販売場である酒類の販売場（法第八十七条の六第八項に規定する酒類の販売場をいう。次条において同じ。）における酒類の販売業免許（酒税法第九条第一項に規定する販売業免許をいう。以下この号において同じ。）につき次に掲げる場合のいずれかに該当する場合　それぞれ次に定める日

イ　当該酒類の販売業免許が酒税法第十四条の規定により取り消され、又は同法第十七条第二項の規定による申請に基づき取り消された場合　当該酒類の販売業免許が取り消された日

ロ　法人である当該酒類製造者の合併又は解散により当該酒類の販売業免許が消滅した場合　当該酒類の販売業免許が消滅する日

ハ　個人である当該酒類製造者の相続に係る相続人につき酒税法第十九条第二項の規定の適用がない場合　当該相続があつた日

（酒類の製造場とみなされる酒類の販売場の範囲）

第四十六条の八の五　法第八十七条の六第八項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる全ての要件とする。

一　酒類製造者が経営する酒類の販売場が当該酒類製造者の酒類の製造場に近接すること。

二　当該酒類の販売場の所在地と当該酒類の製造場の所在地が同一の税務署の管轄区域内にあること。

三　当該酒類の販売場が当該酒類製造者によつて管理され、かつ、当該酒類の製造場と当該酒類の販売場において酒類の製造及び販売が一体的に行われていること。

四　酒税の取締り上特に不適当であると認められる事情がないこと。

第四十六条の二十八を第四十六条の二十九とし、第四十六条の二十七の次に次の一条を加える。

（揮発油税及び地方揮発油税に係る国税通則法施行令の適用の特例）

第四十六条の二十八　法第八十九条第二十五項又は第二十七項の規定の適用がある場合における揮発油税及び地方揮発油税に係る国税通則法施行令第五十三条の規定の適用については、同条第三号中「の罪」とあるのは「及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十九条第二十五項又は第二十七項（揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止）（これらの規定中揮発油税に係る部分に限る。）の罪」と、同条第四号中「の罪」とあるのは「及び租税特別措置法第八十九条第二十五項又は第二十七項（これらの規定中地方揮発油税に係る部分に限る。）の罪」とする。

第四十八条の六第五項第五号中「に係る税関、当該引取り」を削り、「年月日及び」を「税関及びその年月日並びに」に改める。

第四十八条の七の見出しを「（特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付の申請等）」に改め、同条第一項中「相当する金額」の下に「又は同項の政令で定めるところにより計算した金額」を加え、「特定用途石油製品（」を「特定用途石油製品等（」に、「特定用途石油製品を」を「特定用途石油製品等を」に改め、「製造者」の下に「、採取者」を加え、「特定用途石油製品が」を「特定用途石油製品等が」に改め、「（同表の第五号）」の下に「及び第六号」を加え、「特定用途石油製品に」を「特定用途石油製品等に」に、「又は同表」を「、同表」に改め、「農林水産大臣の証明書」の下に「又は同表の第六号の下欄に掲げる用途に供された特定用途石油製品等に該当する旨の経済産業大臣の証明書」を加え、「特定用途石油製品の製造場又は」を「特定用途石油製品等の製造場、採取場又は」に改め、同項第二号中「特定用途石油製品」を「特定用途石油製品等」に改め、「製造場」の下に「又は採取場」を加え、同項第三号中「特定用途石油製品」を「特定用途石油製品等（当該特定用途石油製品等が次項前段に規定するガス状炭化水素である場合には、同項前段に規定する混合ガス。第四項、第五項及び第七項の各号において同じ。）」に改め、同条第五項中「特定用途石油製品」を「特定用途石油製品等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項」を「第一項」に、「特定用途石油製品」を「特定用途石油製品等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「特定用途石油製品」を「特定用途石油製品等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「特定用途石油製品」を「特定用途石油製品等」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第一項の特定用途石油製品等を法第九十条の三の四第一項の表の第六号の下欄に掲げる用途に供する者は、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を帳簿に記載しなければならない。

一　苛性ソーダの製造業を営む者　次に掲げる事項

イ　当該特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量

ロ　イに掲げる電気の量のうち苛性ソーダの製造に使用した電気の量

二　第三項各号に掲げる者　次に掲げる事項

イ　苛性ソーダの製造業を営む者に供給した電気の量

ロ　イに掲げる電気の量のうち当該特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量

ハ　イに規定する苛性ソーダの製造業を営む者の住所及び名称並びに当該苛性ソーダの製造場の所在地及び名称

第四十八条の七第一項の次に次の二項を加える。

2　法第九十条の三の四第一項に規定する政令で定めるガス状炭化水素は、天然ガスと天然ガス以外のガス状炭化水素その他の物質との混合ガス（当該混合ガスに含まれる天然ガスの割合が百分の九十以上であるものに限る。）に含まれる天然ガスとし、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該混合ガスにつき、法第九十条の三の二第二号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第九条第二号に定める税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額に百分の九十を乗じて得た金額とする。この場合において、当該混合ガスの数量は、温度零度及び一気圧の下における乾燥した当該混合ガスの容量一・四立方メートルにつき重量一キログラムとして計算した数量とする。

3　法第九十条の三の四第一項の表の第六号の上欄に規定する苛性ソーダの製造業を営む者と政令で定める特別な関係がある者は、次に掲げる者とする。

一　当該苛性ソーダの製造業を営む者によりその発行済株式（議決権のあるものに限る。次号において同じ。）の総数の百分の五十を超える数の株式を保有されている者

二　当該苛性ソーダの製造業を営む者によりその発行済株式の一部を保有されている者で、当該苛性ソーダの製造業を営む者の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）又は使用人が役員として派遣されているもの（前号に掲げる者及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十五号に規定する発電事業者を除く。）

第四十八条の八の見出しを「（輸入特定用途石油製品等に係る承認の申請）」に改め、同条第一項第二号中「特定用途石油製品」を「特定用途石油製品等」に改める。

第五十一条中「次条から第五十一条の四まで」を「次条、第五十一条の三及び第五十一条の五」に改める。

第五十一条の二第一項中「検査自動車は、」の下に「次に掲げる」を加え、「乗用自動車又は車両総重量が二・五トン以下の貨物自動車であつて、」及び「のうち、次の各号のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの」を削り、同項各号を次のように改める。

一　乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十（平成三十年四月三十日までの間は、百分の百三十八）を乗じて得た数値以上であること。